## ○総務省令第八十二号

地 方自 治 法  $\mathcal{O}$ 部を改正 する法律 (平成二十六年 法律第四十二号) の施 行に伴 V ) 及び 地方自治法 施 行令

昭昭 和二十二年政令第十六号) 第百七十四 条の 九の 規定に基づき、 自治紛争処理委員 0 調停及び審 査 0 手続

に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十月二十九日

総務大臣 山本 早苗

自 治 紛 争処理委員 の調停及び審査 の手 続に関する省令の一部を改正する省令

自 治 紛争 処理委員  $\mathcal{O}$ 調停 及び 審査 0 手続に関する省令 (平成二十一 年総務省令第十四号) の <u>ー</u> 部を次のよ

うに改正する。

題名中 「及び審査」を 審査及び処理方策の提示」 に改める。

第一条中 「及び審査」を 審査及び処理方策 の提示 (地 方自治法 昭昭 和二十二年法律第六十七号。 以下

法 という。) 第二百五十一 条の三の二第一 項に 規定する処理方策をいう。 以下同じ。)」 に、 「地方自

治法 (昭和二十二年法律第六十七号。 以下「法」という。)」 を「法」 に改める。

第四条第一項中 「第二百五十一条第四項並びに第五項」を「第二百五十一条第五項並びに第六項」 に改め

同条第二項 中 並 び に審 査及び勧告」 を 審査 及び勧告並 びに . 処 理方策  $\mathcal{O}$ 提 示 に改 め る。

第五 条の見出しを (申請書)」 に改め、 同条第一項中 「(以下 「申請書」という。)」 を削り、 同条第

二項を削る。

「第四節 調停の申請の取下げ」を削る。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

第三章第五節を同章第四節とする。

第四十四条第二項中「第四十二条第三項」を「第五十条第三項」に改め、 同条を第五十二条とし、 第四十

三条を第五十一条とする。

第四十二条第一項中「並びに」を「、」 に改め、 「文書」の下に「並びに第四十四条に規定する書面」 を

加え、同条を第五十条とする。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五· 章 都道 府県が当事者となる連携協約を締結 した普通地方公共団体相 互.  $\overline{\mathcal{O}}$ 間の紛争に係る処理方

策の提示

第一節 処理方策の提示の手続

(申請書)

第四十二条 法第二百五十二条の二第七項の文書には、 次に掲げる事項を記載しなければならない。

一紛争の当事者

処理 方 策 の提 示を求める事 項 (当事者の主張 の要点を含む。

三 紛争の経過

(処理方策を定めるための審議の期日及び場所)

第四十三条 処理方策を定めるため 0 審議  $\mathcal{O}$ 期 日及び場所は、 代表自治紛争処理委員がこれを定める。

2 代表自 1治紛争: 処 理委員 は、 必要が あると認めるときは、 処理方策を定め るため の審議  $\mathcal{O}$ 期日及び場所を

変更することができる。

(代理人の選任及び解任の届出)

第四十四条 当事 者は、 代理人を選任したときは、 書面をもってその者 の氏 名及び職業を自治紛争処理委員

に届け出なければならない。解任したときも、同様とする。

第二 節 当 事 者 が 処理方策を定めるため 0) 審議 に出 席する場合の手続

(処理方策を定めるための審議の公開)

第四十五条 当事 者が 治出席 する処理方策を定めるための審議は、 自治紛争処理委員が公開とすることを相当

と認める場合に限り公開する。

(秩序の維持)

第四 十六 条 処理. 方策を定 めるた  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 審 議  $\mathcal{O}$ 期日 に おけ る秩序の 維 持 は、 代 表自 治 1紛争処 理 委 員が行う。

2 代表自治紛争処理委員 は、 前 項に定めるものの ほか、 処理方策の提示 の手続い の円滑な進行を確保するた

めに必要な措置をとることができる。

第三節 情報の収集

(参考人の陳述等)

第四十 七 条 自治 紛争処理 委員 は、 処理方策の提示を行うため必要があると認めるときは、 事件の参考人に

陳述若しくは意見を求 め、 又は鑑定人に 鑑 定を依 頼することができる。

(自治紛争処理委員による情報の収集)

第四十八条 自治 紛 争処理 委員 は、 法第 一百 五十一条の三の二第四 項 交び 前条の 規定により情報 の収集を行

うときは、 処理方策を定めるため 0 審議 0) 期日外 においてもこれを行うことができる。

第四節 自治紛争処理委員の合議

(合議)

第四十 · 九 条 次に掲 だげる事 項 は、 自治 紛争処理委員 の合議によるものとする。

第四 十 五 条  $\mathcal{O}$ 規定に よる当 事 者が 出席する処 理方策を定め るた 8  $\mathcal{O}$ 審 議  $\mathcal{O}$ 公 開  $\mathcal{O}$ 決定

第四 + Ė 之 条 の規定による参考人による陳述又は鑑定人による鑑定 の依 頼の 決定

附則

(施行期日)

1 こ の 省令は、 地 方自: 治 法 の 一 部を改一 正する法律 (平成二十六年法律第四十二号) 附則第一 条第一 号に掲

げ る規定  $\mathcal{O}$ 施行  $\mathcal{O}$ 日 (平成二十六年十一月一 日) から施行する。

、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一 部改正)

2 総務省関係法令に係る行政手続等における情報 通信 の技術の の利用に関する法律施行規則 (平成十五年総

務省令第十四号)の一部を次のように改正する。

別表地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の項中「第十三項」の下に「、第二百五十一条の三の

二第三項、第二百五十二条の二第七項」を加える。